

# ヨットでの体験乗船者の船舶定員上の取り扱いについて



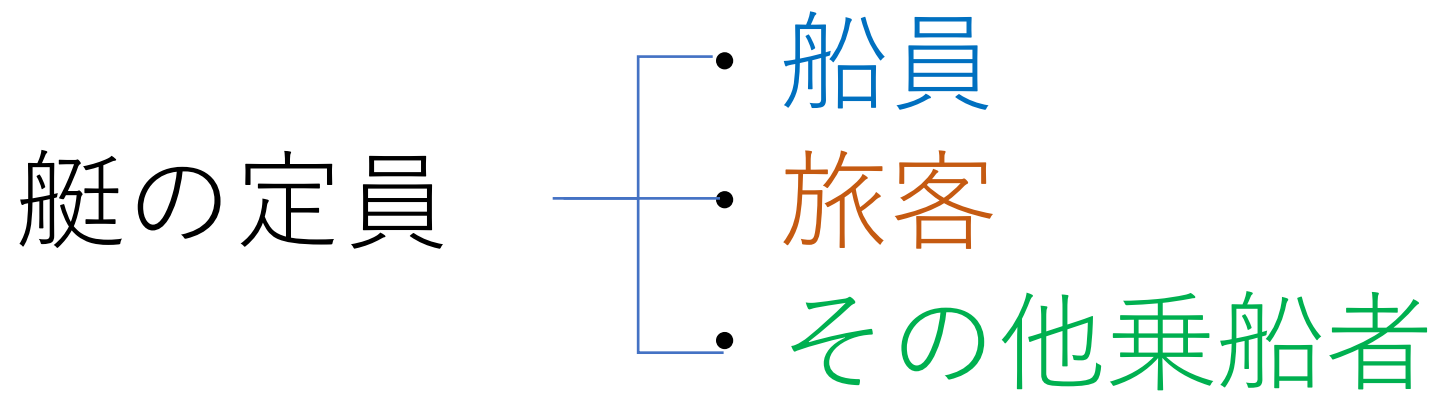
日本セーリング連盟

- ヨットでの体験乗船を行おうとすると、官公庁等から「体験乗船の実習生は「旅客」として旅客定員が必要では？」等と聞かれる例が散見されます。
- 今回、国土交通省海事局に相談し、ご指導をいただきましたが、結論から言うと、

ヨットでの体験乗船の実習生がスキッパー、クルー及びその交替要員等に該当する場合、「船員」として扱うことができます。（船員法の適用ない船舶の場合）

とのことです。

# 1. 艇の定員



# 1-1 船員

「船員」とは

船員法の適用がある船舶については同法に定める船員をいい、同法の適用がない船舶については、当該船舶内においてこれらに同種の業務に従事する者

（この場合において、当該業務の代償として報酬を受けるかどうかを問わない。例えば、釣り船の掉さし、保針、綱とり、又は見張り等に従事する者、はしけ等の家族船員、ヨットのスキッパー、クルーおよびその交代要員等を含む）をいう。

実際には、その実態を把握し具体的に判断し適用すべきである。

（国交省の正式解釈を解説した本である「船舶安全法の解説」P.309より、原文は国土交通省海事局からの通達「船舶検査心得船舶安全法施行規則2.0(b)(1)(iii)」）

## 1 - 1 船員（続き）

- 要するに船舶の操船に携わる者が「船員」であって、
- ヨットでは、スキッパーもクルーも「船員」となります。
- 例えば、「体験乗船の実習生がロープを引くのを手伝ったり、各種操船に係わる行為をするのであれば、上記のとおり「船員」に該当することとなります。

## 1 - 2 その他の乗船者・旅客

- ヨットのクルー、体験乗船、ゲストクルー等は「その他の乗船者」と説明して方もいるようですが、
- 「その他の乗船者」は船員に準ずるものであって、下記に限定列挙されている人たちだけであり、ヨットでは船舶の定員上は皆「船員」として取り扱うことが正しいものです。

「その他の乗船者」とは、以下の様に限定列挙されています。

- (1) 当該船舶の管理のために乗船する船舶所有者。法人の場合にはその役員
- (2) 貨物付添え人
- (3) 警備保安、試験、研究等に係わる業務を遂行するために乗船するもの
- (4) 税関職員、検疫官その他船員以外の者であって、船内において業務従事する者

(「船舶安全法の解説」P.311 原文は国土交通省海事局からの通達「船舶検査心得 船舶安全法施行規則2.0(b)(2)」)

- 「旅客」は「船員」「その他の乗船者」以外の者のことを指します。

## 2. ヨット以外の船舶、ボート等での体験乗船者の定員上の取り扱い

商船やモーターボート系のプレジャーボートでは、体験乗船であっても一般的に直接操船に携わるものではないので体験乗船者は「旅客」扱いになる

→ **旅客定員**が必要とのこと。

なお、ヨットであっても旅客定員を取得してより安全な基準に合致させている例もあります。これまで述べた解釈は、あくまでも体験乗船であっても操船補助を行うという前提に基づくものであることに十分に留意してください。

\* 操船補助を行っている実態が認められない場合は、旅客として扱われる場合があります。



# ヨットでの体験乗船の実施に向けて

- ヨットでの体験乗船の実施にあたっては、体験乗船の実習生が操船補助を行う「船員」の見習いであるという実態づくりを行うことが必要です。
- それには、初心者実習生を対象の体験乗船の場合、体験乗船に先立って、安全教育やロープワーク教育など「船員」としての基礎知識を学んだうえで、体験乗船を行う必要があります。
- 体験乗船の主催者は、別途作成の「体験乗船に関するガイドライン」を参照しながら、実施する体験乗船の内容にあった実施基準を設けて、体験乗船を実施してください。
- また、体験乗船を行う艇は原則としてJSAFにセールナンバーを登録してある艇で行っていただくとともに、各艇には実施基準等をご周知ください。

# THANK YOU !

この資料は、下記の方々の組織のご指導をいただき、内容も調整済みのものです。

- ・ 国土交通省海事局
  - ・ 日本小型船舶検査機構
- 有難うございました。